

# えべつ RUGBY サポーターズクラブ規約

## 第1条（名称）

本クラブは、「えべつ RUGBY サポーターズクラブ」と称す。

## 第2条（所在地）

本クラブの事務局を江別市に置く。

## 第3条（目的）

本クラブは、江別市ラグビーフットボール協会（以下、江別ラグビー協会）の活動を支援することを目的とする。

## 第4条（会員）

本クラブは、江別ラグビー協会の目的に賛同し賛助する方を対象とし、本クラブ事務局が会員と認めた方を会員とする。

2 会員資格の更新は、更新期限内に所定の会費を納入することが必要となる。

## 第5条（会費と有効期間）

会員は、年会費を所定の方法により本クラブに支払う。なお、一旦支払った年会費については返還しないものとする。

2 会員カテゴリー、会費および有効期間は、本クラブ事務局から別途定め、その内容を告知する。

3 会員資格の有効期間は、入会した月の1日から1年間とし、更新期限は翌年同月の末日とする。

## 第6条（会員特典）

会員に対する特典は、本クラブ事務局が別途定め、その内容を告知する。

## 第7条（届出事項の変更）

会員は、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等の届出事項に変更があった場合、直ちに本クラブ事務局に連絡しなければならない。

## 第8条（脱会）

次の場合、会員は本クラブを脱会するものとする。

- (1) 会員より脱会の申し入れがあった場合。
- (2) 更新期限内に年会費の納入がなかった場合。
- (3) 本クラブの活動、目的の妨げとなる行為等があった場合。

## 第9条（個人情報の取り扱い）

本クラブ事務局は、本クラブ会員の個人情報について次の各号の場合を除き、会員以外の第3者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本クラブの活動・運営のために必要な範囲を超えて利用しないものとする。

- (1) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合
- (2) 生命、身体または財産の保護のために必要があると事務局が判断した場合

## 第10条（会則の改正）

本会則が改正された場合、施行前に本クラブ事務局より会員に対し、その内容を告知する。

## 附則

本会則は、2020年4月1日より施行する。